

広島県病院事業管理規程第二号

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和四年四月一日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程

広島県病院事業組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
(内部組織) 第七条 (略)	(内部組織) 第七条 (略)	(内部組織) 第七条 (略)	(内部組織) 第七条 (略)																
<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">県立広島病院</td> <td>局、部、課、係、科、センター及び室名</td> </tr> <tr> <td>事務局 (略)</td> <td>事務局 (略)</td> </tr> </table>	県立広島病院	局、部、課、係、科、センター及び室名	事務局 (略)	事務局 (略)	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">県立広島病院</td> <td>局、部、課、係、科、センター及び室名</td> </tr> <tr> <td>事務局 (略)</td> <td>事務局 (略)</td> </tr> </table>	県立広島病院	局、部、課、係、科、センター及び室名	事務局 (略)	事務局 (略)	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">県立広島病院</td> <td>局、部、課、係、科、センター及び室名</td> </tr> <tr> <td>事務局 (略)</td> <td>事務局 (略)</td> </tr> </table>	県立広島病院	局、部、課、係、科、センター及び室名	事務局 (略)	事務局 (略)	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">県立広島病院</td> <td>局、部、課、係、科、センター及び室名</td> </tr> <tr> <td>事務局 (略)</td> <td>事務局 (略)</td> </tr> </table>	県立広島病院	局、部、課、係、科、センター及び室名	事務局 (略)	事務局 (略)
県立広島病院	局、部、課、係、科、センター及び室名																		
事務局 (略)	事務局 (略)																		
県立広島病院	局、部、課、係、科、センター及び室名																		
事務局 (略)	事務局 (略)																		
県立広島病院	局、部、課、係、科、センター及び室名																		
事務局 (略)	事務局 (略)																		
県立広島病院	局、部、課、係、科、センター及び室名																		
事務局 (略)	事務局 (略)																		
<p>(各課等の分掌事務)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>県立広島病院 事務局―患者総合支援センター (略)</p> <p>周術期管理センター</p> <p>一 周術期外来に関すること。</p> <p>二 患者の周術期支援に関すること。</p> <p>へき地医療支援室・看護部 (略)</p> <p>県立安芸津病院 (略)</p>	<p>(各課等の分掌事務)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>県立広島病院 事務局―患者総合支援センター (略)</p> <p>周術期管理センター</p> <p>へき地医療支援室・看護部 (略)</p> <p>県立安芸津病院 (略)</p>	<p>(各課等の分掌事務)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>県立広島病院 事務局―患者総合支援センター (略)</p> <p>周術期管理センター</p> <p>へき地医療支援室・看護部 (略)</p> <p>県立安芸津病院 (略)</p>	<p>(各課等の分掌事務)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>県立広島病院 事務局―患者総合支援センター (略)</p> <p>周術期管理センター</p> <p>へき地医療支援室・看護部 (略)</p> <p>県立安芸津病院 (略)</p>																

附 則

この規程は、公布の日から施行する。